

# 大崎市消防災害支援協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎市消防団に積極的に協力し、又は大崎市と災害時の支援協定を締結している事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）に対して、表示証を交付することに関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 市長が大崎市消防団に積極的に協力している事業所等と認定した事業所等をいう。
- (2) 災害時支援協力事業所 市と災害時の支援協定を締結している事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に交付した表示証をいう。
- (4) 災害時支援協力事業所表示証 災害時支援協力事業所に交付した表示証をいう。

(消防団協力事業所の認定の申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、大崎市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 消防団長、行政区長又は自主防災組織代表者（以下「消防団長等」という。）は、消防団協力事業所の認定を受けることができる事業所等について、大崎市消防団協力事業所認定推薦書（様式第2号）により、市長に推薦することができる。

(消防団協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号のいずれか

に該当していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

(1) 従業員のうち大崎市消防団に満5年以上在籍している団員数が3名以上勤務する事業所等

(2) 従業員の消防団活動について、勤務時間中の出動、訓練等に関する配慮をしている事業所等

(3) 従業員の消防団活動について、地域活動として評価し、昇進、賃金、労働時間その他の処遇の面での扱いが不利にならないよう配慮している事業所等

2 消防団協力事業所の認定期間は、2年間とする。

3 市長は、認定期間満了前に消防団協力事業所の現状を確認し、引き続き第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を更新できるものとする。

(消防団協力事業所表示証の交付等)

第5条 市長は、前条の規定により、消防団協力事業所の認定を行ったときは大崎市消防団協力事業所表示証(様式第3号)を交付するものとする。

2 消防団協力事業所表示証の有効期間は、認定の日から2年間とする。ただし、前条第3項の規定により認定を更新した場合の有効期間は、当該更新した期間とする。

(消防団協力事業所の認定の取消)

第6条 市長は、消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条各号のいずれにも該当しないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又は第8条に規定する表示が適当でないとき、当該認定を取消することができる。この場合において、市長は、消防団協力事業所に対し、当該認定の取消理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、消防団協力事業所表示証を市長へ返還しなければならない。

(災害時支援協力事業所表示証の交付等)

第7条 市長は、事業所等が市と次の各号に掲げるいずれかの支援協定を締結したときは、大崎市災害時支援協力事業所表示証(様式第4号)を交付するものとする。

(1) 大規模災害時における応急復旧対策全般に関する支援協定

(2) 災害時における事業所等の施設、資機材等の貸与、提供等に関する支援協定

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時における支援協定として特に必要と認める協定

2 災害時支援協力事業所表示証の表示の有効期間は、協定締結の日から支援協定満了の日までとする。

3 市長は、災害時支援協力事業所が市と締結した支援協定に違反したとき、又は次条に規定する表示が適当でないとき、当該災害時支援協力事業所表示証の返還を求めるものとする。

4 前項の規定により災害時支援協力事業所表示証の返還を求められた事業所等は、速やかに、災害時支援協力事業所表示証を市長へ返還しなければならない。

(消防災害支援協力事業所表示証の表示)

第8条 消防団協力事業所及び災害時支援協力事業所(以下「消防災害支援協力事業所」という。)は、消防団協力事業所表示証及び災害時支援協力事業所表示証(以下「消防災害支援協力事業所表示証」という。)を次のとおり表示することができる。

(1) 消防災害支援協力事業所の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法を含む。)により行う画像その他の広告

2 前項に規定する表示は、消防災害支援協力事業所表示証の寸法を縦横同率に拡大又は縮小することができる。

3 消防災害支援協力事業所表示証の有効期間が満了した事業所等は、第1項に規定する表示を行うことができない。

(消防災害支援協力事業所表示証交付整理簿)

第9条 消防災害支援協力事業所表示証の交付に際して、市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)及び災害時支援協力事業所表示証交付整理簿(様式第6号)を備え付け、消防災害支援協力事業所表示証の交付に関する消防災害支援協力事業所の名称、住所、当該消防災害支援協力事業所表示証の有効期間等の必要事項を整理するものとする。

(消防災害支援協力事業所の公表)

第10条 市長は、消防災害支援協力事業所の名称、消防団協力事業所にあつては協力内容、災害時支援協力事業所にあつては支援協定内容及びその他消防災害支援協力事業所に関して公表することが適当と認める事項について、大崎市ホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第11条 消防災害支援協力事業所表示制度に関する庶務は、総務部防災安全課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

大崎市消防団協力事業所認定申請書

年 月 日

大崎市長 様

[事業所等] 所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ (印)  
担当者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

大崎市消防災害支援協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、大崎市消防団協力事業所として認定されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		従業員のうち大崎市消防団に満5年以上在籍している団員数が3名以上勤務する事業所等
2		従業員の消防団活動について、勤務時間中の出動・訓練等に関する配慮をしている事業所等
3		従業員の消防団活動について、地域活動として評価し、昇進、賃金、労働時間その他の処遇の面での扱いが不利にならないよう配慮している事業所等

2 従業員の消防団所属状況

従業員の氏名	従業員の住所	所属消防団名及び分団名

3 添付資料

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類

様式第2号（第3条関係）

大崎市消防団協力事業所認定推薦書

年 月 日

大崎市長 様

[消防団長等] 住 所

役職名

代表者

㊞

電話番号

大崎市消防災害支援協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、大崎市消防団協力事業所として認定されるよう下記の事業所等を推薦します。

記

- 1 推薦する事業所等 所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

- 2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		従業員のうち大崎市消防団に満5年以上在籍している団員数が3名以上勤務する事業所等
2		従業員の消防団活動について、勤務時間中の出動・訓練等に関する配慮をしている事業所等
3		従業員の消防団活動について、地域活動として評価し、昇進、賃金、労働時間その他の処遇の面での扱いが不利にならないよう配慮している事業所等

- 3 従業員の消防団所属状況

従業員の氏名	従業員の住所	所属消防団名及び分団名

- 4 添付資料

- (1) 会社案内、パンフレット等  
(2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類

様式第3号（第5条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。  
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：68%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

様式第 4 号（第 7 条関係）



【備考】 JIS 仕上げ寸法 A 5 判 148×210 mm

色：地色⇒R 255 G 60 B 60

文字⇒白

市章⇒

区 分	色の表現	D I C (注 1)による色番 号	色のかけ合わせ割合(注 2)
市章の外側部分	濃い緑	第 1 8 版の 3 9 6 番	C 100 M 20 Y 100 K 10
市章の内側部分	薄い黄	第 2 版の 2 0 5 8 番	Y 40

(注 1) D I C は、大日本インキ化学工業株式会社発行のカラーガイド。

(注 2) Y は黄，M は紅，C は藍，K は黒を表す。



